

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 3月31日
【届出者の氏名又は名称】	テクタイト株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都墨田区錦糸一丁目10番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区錦糸一丁目10番10号
【電話番号】	(03) 5611-2523
【事務連絡者氏名】	常務取締役 湯原 育文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	テクタイト株式会社 (東京都墨田区錦糸一丁目10番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、テクタイト株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社シーエスロジネットを指します。
- (注 2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注 8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社シーエスロジネット

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成26年3月28日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者を公開買付者の子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限及び上限を2,417,000株（注1）（所有割合（注2）51.01%）としております。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,417,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,417,000株）を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注1） 対象者が平成26年2月10日に提出した第32期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の発行済株式総数（5,257,950株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（520,000株）を控除した株式数（4,737,950株）に51.00%を乗じて1単位（1,000株）未満を切上げた株式数（2,417,000株）を設定しております。

（注2） 対象者が平成26年2月10日に提出した第32期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の発行済株式総数（5,257,950株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（520,000株）を控除した株式数（4,737,950株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同様です。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である金岡正光氏（以下「金岡氏」といいます。）及び金岡氏の資産管理会社でありかつ第2位株主である有限会社ベイシック（以下「ベイシック」といいます。）との間で、平成26年3月28日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、金岡氏が保有する対象者株式1,693,400株（所有割合35.74%）及びベイシックが保有する対象者株式523,040株（所有割合11.04%）の全て（2,216,440株、所有割合46.78%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております（概要については、後記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成26年3月28日に公表した「テクタイト株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年3月28日に対象者取締役会（取締役4名中、金岡氏と金岡昭光氏を除いた取締役2名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させられると思われること、また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の知名度、独立性、信用力及び従業員のモチベーション並びに取引先との関係維持など、ステークホルダーにとっても望ましいことであり、証券取引所において多様な資金調達を円滑に実現する機会を確保することができること、さらに、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティング株式会社（以下「ACEコンサルティング」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者のリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所からの法的助言を得て、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨を決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は株式価値算定書の算定結果よりも高いことから、株主に対して応募を推奨することにも一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様の判断に委ねる旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役2名の全員一致で決議したとのことです（公開買付者と対象者との間の本公開買付けにかかる賛同に関する合意の詳細等については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付

け後の経営方針」「対象者の賛同等」をご参照ください。)。なお、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者が本公開買付けの実施に賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を申し述べているとのこと。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である金岡氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、また、専務取締役である金岡昭光氏は公開買付者との間で公開買付応募契約を締結していないものの金岡氏の親族であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

公開買付者は、電子部品・製品の輸出入販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、EMS（電子機器の受託生産）事業、E-コマース事業（電子商取引）、写真・映像機器関連の卸売事業等を営む事業会社です。振動MOTOR（線量計等に使用）の分野においては世界最低消費電流の振動MOTORの開発及び製造を行うという世界にも誇れる技術を有し、ゴルフ用GPS端末機器（残距離測定器）では業界初の高低差測定機能のついたGPS端末機を開発・上市するなど、電子部品・機器の開発・製造に関し誇れる技術・ノウハウを持っております。また、東京営業所、名古屋営業所、広島営業所、静岡DEPO、及びグループ企業であるハンザテック福岡株式会社では、家電・電気製品の卸売事業を中心に、家電量販店・カメラ量販店・カメラチェーン店・ディスカウントストア等の小売り店舗に対する販売促進・情報提供などのサポート（店頭作り・メンテナンス）や全国をカバーした物流サービスも展開し、映像関連事業においては、一般のテレビをインターネットに接続するためのWEB端末機器（セットトップボックス・スマートスティック）の開発製造及び情報提供ソフトの開発技術（UI[ユーザーインターフェーション]）を持っております。公開買付者は、テクタイトホールディングス株式会社（以下「テクタイトHD」といいます。）がその議決権の73.60%を保有しており、テクタイトHDはエレクトロニクス、デジタルマルチメディア、ソフト開発、Webサイト開発運営、ヒューマンリソーシング、アウトソーシング、フード&サービスの7つの分野で事業を展開するグループ会社の株式を保有するグループ統括会社で「常に自らを革新し創造を続けることで未知の新しいビジネスに絶え間なくチャレンジしていくこと」を信条に事業展開を図っております。

一方、対象者は、対象者及び連結子会社2社で構成され（以下、対象者及び連結子会社2社を総称して「対象者グループ」といいます。）、音楽ソフト（レンタル用CD）、映像ソフト（DVD）、家庭用ゲーム機器及びゲームソフト等の卸売販売、音楽映像ソフトのレンタル及びCD・コンシューマーゲーム等の販売、映像コンテンツの衛星放送事業を行っており、国内の大手映像音楽ソフトメーカーと長年の取引実績を有しています。エンタテインメント・ソフト市場において「情報と商品の供給によりお客様を後方支援する」という基本方針に基づき、タイムリーな商品供給とより付加価値の高い情報サービスにより、差別化を図り、シェア拡大に努めています。

しかしながら、販売及びレンタル用音楽映像関連商品の販売・卸売事業を取り巻く業界環境は、スマートフォンの普及やインターネット通信環境の高速化によるオンデマンド音楽映像配信サービス利用の増加といった代替サービスの台頭、大型ヒット作品の減少、さらには、対象者グループの取引先であるレンタル店の急速な再編に伴う寡占による過当競争の影響により競争が激化しており、大きな転換期を迎えております。

かかる環境の下、平成25年5月頃、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであったボンズ・アドバイザーズ有限責任事業組合（以下「ボンズ・アドバイザーズ」といいます。）（注1）は、旧知であった公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである東京共同会計事務所（注2）（以下「公開買付者FA」といいます。）から、異業種企業の買収を積極的に行い事業拡大している企業として、公開買付者を匿名で紹介されたとのこと。ボンズ・アドバイザーズは、対象者が属するCD/DVDレンタル業界が大きく変貌する環境の中、対象者について、異業種との協働により、企業価値の増加が図れるのではないかと考え、公開買付者FAに対して候補対象の1つとして対象者を匿名で紹介したとのこと。これを受けて、公開買付者FAは、ボンズ・アドバイザーズに対し、公開買付者のグループ企業で対象者と同じ事業分類となる卸売を展開する企業があり、異業種間でシナジーを描ける可能性があるとの見解を示し、本件についてフィナンシャル・アドバイザー間での交渉が始まったとのこと。本件は、異業種間の業務・資本提携に発展する可能性があることから、平成25年6月から同年8月にかけて、双方フィナンシャル・アドバイザーは時間をかけて両社の事業内容及びシナジーの分析を行い、双方フィナンシャル・アドバイザーが同年8月上旬に各々の依頼主に対して提携先候補として公開買付者及び対象者を匿名で提案したところ、公開買付者及び対象者は、当該提案に興味を持ったため、同年8月に金岡氏が対象者の代表取締役社長として公開買付者の代表者と面談し、その後同年9月には金岡氏が対象者の代表取締役社長として公開買付者の施設見学などを行いました。公開買付者は、当該提案及び対象者グループの事業内容を検討の上、シナジー効果を得るために対象者グループを公開買付者のグループ企業とすることにより、主に、音楽映像関連商品の販売・卸売事業において公開買付者が保有する経営資源やノウハウ、商品やサービスを提供し、対象者の既存の音楽映像卸売事業や小ロットかつタイムリー配送などの様々なノウハウを活用することで公開買付者及び対象者双方の企業価値向上が果たせると判断いたしました。これを受けて、公開買付者と対象者は

平成25年10月頃から本公開買付けについて本格的な検討を開始しました。その中で、公開買付者は、対象者株式の公開買付けを行うとともに、金岡氏が保有する対象者株式を応募していただく方法が最も実現可能性が高いとの判断に基づき、ボンズ・アドバイザーに対して、本公開買付けの提案を行いました。また、同年12月中旬頃に、ボンズ・アドバイザーが金岡氏に対して対象者株式の売却可能性について意向を確認したところ、金岡氏から売却も検討できる旨の回答を得たとのことです。この時点で、対象者と対象者の支配株主としての金岡氏の立場との間に将来的な利害の相反が生じる可能性が否定できなかったことから、ボンズ・アドバイザーが金岡氏個人のフィナンシャル・アドバイザーに就任し、対象者は、A C E コンサルティングをフィナンシャル・アドバイザーとして選任したとのことです。以後、金岡氏と公開買付者との間で、ボンズ・アドバイザー及び公開買付者 F A を通じて、具体的な協議を開始いたしました。その後、平成26年1月7日に、公開買付者から金岡氏に対し、金岡氏が保有する対象者株式（1,693,400株、所有割合35.74%）及びベイシックが保有する対象者株式（523,040株、所有割合11.04%）の取得について打診したところ、金岡氏から真摯に検討したい旨の回答を受けました。そこで公開買付者は、平成26年1月16日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・デリジェンスを開始しました。その後、デュー・デリジェンスの結果を受けて、金岡氏と協議・交渉を続けるとともに、平成26年2月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、グループ入りのメリット、本公開買付け価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続け、平成26年3月28日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、金岡氏及びベイシックそれぞれとの間で本応募契約を締結いたしました。

（注1） 金岡氏とボンズ・アドバイザーの担当者とは対象者が上場して以来の旧知の間柄であり、当該担当者がアライアンス支援業務において経験豊富で対象者の事業変遷を理解していることもあって、従来から各種アライアンス支援に関する相談を行っていました。そうしたところ、平成25年5月頃から、対象者が業容拡大を図るべく同業種又は他業種の他社との事業展開の検討を開始するに当たり、当初、対象者はボンズ・アドバイザーをフィナンシャル・アドバイザーとして選任していたとのことです。

（注2） 公開買付者と東京共同会計事務所は、平成18年より税務会計コンサルティング業務を通じて取引関係があり、当該取引を通じて公開買付者は東京共同会計事務所の財務分析力に一定の評価をしていたため、東京共同会計事務所が対象者を公開買付者に対して提携先候補として紹介したことを契機に、平成25年8月、東京共同会計事務所をフィナンシャル・アドバイザーとして選任しております。

一方、対象者は、昭和56年にレコードレンタル店を創業し、翌年会社設立の後、レコードレンタル市場の拡大に合わせて、昭和60年4月にレンタル用レコードの卸売を開始し、レコードからCDへのシフトに伴う市場拡大とともに、タイムリーな商品供給と付加価値の高い情報サービスにより差別化を図ることで事業拡大を進め、平成6年12月には、ソニー・コンピュータエンタテインメントが発売した家庭用ゲーム機「プレイステーション」のゲーム機及びソフトの卸売を開始したとのことです。平成13年9月に株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現東京証券取引所JASDAQスタンダード市場）へ上場後、翌年3月に映像ソフト（DVD）の卸売も開始し、音楽映像、家庭用ゲームといったエンタテインメントソフトの総合卸売企業としての競争力を強化するとともに、卸売事業で培ってきた多品種・小ロットの物流ノウハウを活用し、ソフトメーカーの物流受託業務（サード・パーティー・ロジスティクス）等、事業領域の拡大を進めたとのことです。この間、携帯電話の普及、インターネット回線の高速化が進む中、平成16年に携帯電話向け着うたサイトの開始、平成22年に衛星放送事業の開始など新規事業にも取り組み、主要事業である卸売事業部門では、平成20年7月に同業者の株式会社ハブ・ア・グッドを、平成21年6月に株式会社トライをそれぞれ株式取得により完全子会社化し、平成22年12月に株式会社アイ信の映像ソフト卸売事業を譲り受け、さらなるシェア拡大に努めたとのことです。

一方、平成19年にアメリカで発売された「iPhone」が翌年には日本でも発売され、その後発売された「Android」端末を含めた、携帯電話からスマートフォンへの急速なシフトに伴う、音楽映像ソフトやゲームソフトの配信サービスの台頭によりCD、DVD等のパッケージソフト市場は大きな影響を受けているとのことです。また、レンタル市場においては、大手チェーンの寡占化が進み、激しい価格競争に伴い、中小零細のレンタル店が転廃業する中、大型・中堅のレンタル店は事業継続のためリサイクル、ネットカフェ等の複合や業態変更等を進めているとのことです。

こうした厳しい市場環境の中、対象者は、子会社の統合、事業所の統合、システムの一括化等によるコスト削減に注力する中、平成25年8月に、対象者の代表取締役社長である金岡氏がボンズ・アドバイザーより公開買付者の情報提供を受け、検討の上、同年10月頃から本公開買付けについての本格的な検討を開始したとのことです。その結果、本公開買付けを通じて公開買付者グループに入ることにより、公開買付者の有する経営資源や電子機器の製造技術、アプリケーションソフトの開発技術等を対象者においても有効に活用し、主要事業である音楽映像ソフト、ゲームソフト等の卸売事業だけでなく、サード・パーティー・ロジスティクス事業、衛星放送事業においても、シナジー効果が十分に発揮され、対象者単独で企業努力を重ねる以上に、対象者グループの企業価値の向上が果たせると判断したとのことです。

対象者は、以下にあげる主な取り組みによって相乗効果が享受できるものと考えているとのことです。

- ・公開買付者のIT、製造分野に加え小売店舗での販促支援、写真業界の支援ノウハウを活用した対象者グループ取引先である、全国のレンタルショップ、大手音楽映像ソフトメーカー、ホテルなどへの革新的な共同提案
- ・公開買付者のIT技術を活用し、対象者グループが持つレンタルを中心としたリアルショップの流通ネットワークに対するOnline to Offline等、新たなサービスやビジネスモデルの共同展開
- ・公開買付者の飲食業の運営ノウハウを活用し、対象者グループの販売先に対するカフェ等の複合等新たな店舗モデルの共同提案
- ・公開買付者が保有する海外ネットワークを活用し、対象者グループの販売チャネルへの新たな商材の共同開発
- ・公開買付者が保有する電子機器・映像音響関連機器の製造技術を活用し、対象者グループの主な販売先である音楽映像ソフトのレンタル店のユーザーである音楽・映画等の愛好者のニーズに合わせた音響機器・映像ソフトの再生機器等の共同開発
- ・公開買付者のIT技術を活用し、対象者グループの物流ノウハウを活かしたサード・パーティー・ロジスティクス事業におけるネット通販の物流業務の受託等領域拡大を含む共同展開
- ・公開買付者のIT技術を活用し、対象者グループが行う衛星放送事業のうち、事業者向けのサービスに関する新たなサービスやビジネスモデルの共同展開
- ・対象者グループが保有する音楽映像等のコンテンツビジネスに関するノウハウと公開買付者のデジタル処理技術、IT技術を生かした新たなビジネスの共同展開
- ・その他の相互のグループ企業の様々な連携

具体的には、本公開買付けが成立した後、各テーマに沿って速やかに対象者と公開買付者双方によるチームを編成し、業務提携について検討を開始する予定であります。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後、対象者の大株主として、対象者がこれまで推進してきた事業運営方針をベースとして、公開買付者のリソースを活用し、更なる成長戦略の実現を目指す方針です。また、対象者とのシナジーを早期に発揮させるため、公開買付者から対象者へ3名の取締役を派遣する予定です。具体的には、後記「対象者の賛同等」に記載のとおり、平成26年6月に開催が予定されている対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、公開買付者が指名する者3名を対象者の取締役に選任するための議案を本定時株主総会に上程することを要請する予定です。そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は経営陣の若返りを図るため、現代表取締役社長の金岡氏は、本公開買付けが成立した場合においては、本定時株主総会終結後直ちに、取締役を退任し、現専務取締役の金岡昭光氏は取締役を退任して常勤監査役に就任し、現常勤監査役の高木敏明氏が代表取締役社長に就任する予定であるとのことです。なお、現取締役である伊藤義人氏及び山本孝人氏は、本定時株主総会終結後も引き続き対象者取締役を務める予定とのことです。したがって、本公開買付けが成立し、本定時株主総会において上記の役員選任議案が上程され可決された場合には、現取締役である伊藤義人氏及び山本孝人氏に加えて、新たに、現常勤監査役の高木敏明氏及び公開買付者が派遣する3名が取締役に就任し、これにより取締役の合計数は6名となる予定です。その他、本公開買付け成立後における対象者の役員構成の詳細については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。なお、公開買付者は、上場維持による知名度・信用力・これらに伴う従業員のモチベーションの維持といった意義を重視しているため、対象者株式のJASDAQ上場を維持することが望ましいことであると考えております。そのために、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持することが重要であると考えていることから、上記のとおり、現時点において、本公開買付け成立後において、対象者の取締役会の過半数となる取締役を派遣する予定はありません。かかる観点を踏まえ、今後の経営体制及び具体的な施策については、両社で協議を進める予定です。

対象者の賛同等

公開買付者と対象者は、平成26年3月28日付で公開買付賛同契約（以下「本公開買付賛同契約」といいます。）を締結しております。本公開買付賛同契約の概要は以下のとおりです。なお、対象者プレスリリースによれば、代表取締役社長である金岡氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、また、専務取締役である金岡昭光氏は公開買付者との間で公開買付応募契約を締結していないものの金岡氏の親族であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

- (a) 対象者は、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させると認められることにより、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「賛同決議」といいます。）を行った場合、本公開買付けにかかる買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が満了するまでの間、賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合はこの限りではない。
- (b) 対象者は、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その他の方法により対象者株式を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と当該公開買付けに関して積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
- (c) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとする。
- (d) 本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者の指定する者が対象者の取締役に選任されるまでの期間、対象者は、対象者の取締役会に対して公開買付者が指定する公開買付者の取締役又は従業員であって、かつ、対象者が予め同意する者1名をオブザーバーとして参加させる。当該オブザーバーは、対象者の取締役会に出席し、意見を述べることができる。
- (e) 公開買付者は、公開買付者の指定する者が対象者の取締役に選任された時以降は、対象者の取締役会にオブザーバーを参加させることができない。
- (f) 公開買付者は、オブザーバーが対象者の取締役会に参加して知った対象者に関する一切の情報について、対象者からの書面による事前の承諾なく、第三者に開示又は漏洩しないものとする。公開買付者は、オブザーバーに対して、当該秘密保持義務と同等以上の義務を負わせるとともに、オブザーバーが当該義務を遵守する旨を誓約する内容の書面に署名及び押印をしたものを徴求するものとする。
- (g) 対象者は、本公開買付けが成立したことを条件として、平成26年6月に開催が予定される本定時株主総会に上程する議案について、公開買付者が対象者と誠実に協議の上、合理的に指名する者3名を対象者の取締役に選任するための議案を本定時株主総会に上程するものとする。なお、公開買付者は、本定時株主総会終了後も、公開買付者から派遣又は指名される対象者の役員の人数について、可能な限り維持するものとし、これを変更する場合には、事前に対象者と誠実に協議をするものとする。
- (h) 対象者は、代表取締役社長である金岡氏及び専務取締役である金岡昭光氏を本定時株主総会の役員選任議案の上程にかかる対象者取締役会の審議及び決議に参加させないものとする。

(3) 本公開買付価格の検討

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が公表している財務情報、公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の上場来の市場株価の推移、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している金岡氏との協議・交渉の経過も踏まえ、最終的に平成26年3月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり350円とすることを決議いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、上記のとおり、対象者が公表している財務諸表や東京証券取引所における対象者株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果）を総合的に考慮した上で、金岡氏及び対象者との協議及び交渉の結果を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。

なお、本公開買付価格350円は、本書提出日の直近取引成立日である平成26年3月26日のＪＡＳＤＡＱにおける対象者株式の終値160円に対して118.75%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。）のプレミアムの、平成26年3月27日までの過去1ヶ月間のＪＡＳＤＡＱにおける対象者株式の終値の単純平均値161円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同様です。）に対して117.39%のプレミアムを、平成26年3月27日までの過去3ヶ月間のＪＡＳＤＡＱにおける対象者株式の終値の単純平均値164円に対して113.41%のプレミアムの、平成26年3月27日までの過去6ヶ月間のＪＡＳＤＡＱにおける対象者株式の終値の単純平均値162円に対して116.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

（４）対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である金岡氏及び金岡氏の資産管理会社でありかつ第2位株主であるベイシックが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、金岡氏及びベイシックと対象者の少数株主と利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適性を担保するため、以下のような措置を講じているとのことです。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるＡＣＥコンサルティングに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成26年3月23日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、ＡＣＥコンサルティングは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、対象者及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、ＡＣＥコンサルティングより、本公開買付価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

ＡＣＥコンサルティングは、対象者株式が上場していることから基本的に市場株価法を用いるとともに、対象者の株式価値を多面的に評価する観点からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）及び類似会社比準法も用いて、対象者株式の株式価値算定を行ったとのことです。

当該算定書に記載された算定の概要は以下のとおりです。

- （a）市場株価法：159円～164円
- （b）ＤＣＦ法：190円～198円
- （c）類似会社比準法：287円～299円

市場株価法では、株式価値算定書を取得した日の前営業日である平成26年3月20日を基準日としてＪＡＳＤＡＱにおける対象者株式の、直近6ヶ月間の終値単純平均値162円、直近3ヶ月間の終値単純平均値164円、直近1ヶ月間の終値単純平均値160円、及び基準日終値159円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、159円～164円と分析しているとのことです。

ＤＣＦ法では、対象者の平成27年3月期以降の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、190円～198円と分析しているとのことです。

なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込には、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。これは平成26年3月期において、ＲＳＳ（レベニュー・シェアリング・システム）の積極的な導入による売上原価の増加により粗利益が減少し105百万円の営業損失（平成26年2月6日公表「業績予想の修正に関するお知らせ」参照）見込みとなった一方、平成27年3月期においては、ＰＳ４（プレイステーション４）の収益が年間で寄与するとともに、従来赤字だった連結子会社である株式会社ムービーチャンネルの黒字化や、ＲＳＳの抑制、事業所閉鎖・集約による家賃の減少、販売管理コストの低減等により営業利益への転換が見込まれるためとのことです。ただし、翌平成28年3月期は、売上高が落ち込む一方、販売管理コストの低減等の限界により、営業黒字は確保されるものの、減益が見込まれているとのことです。

類似会社比準法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年間）と収益性及び純資産を示す財務指標との比較を通じて算定した対象者株式の1株当たりの価値は、287円～299円と分析しているとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会での検討及び意思決定に際しては、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

利害関係を有しない取締役全員の承認と監査役の見解

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年3月28日に対象者取締役会（取締役4名中、金岡氏と金岡昭光氏を除いた取締役2名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討したとのこと。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させるとされること、また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の知名度、独立性、信用力及び従業員のモチベーション並びに取引先との関係維持など、ステークホルダーにとっても望ましいことであり、証券取引所において多様な資金調達を円滑に実現する機会を確保することができること、さらに、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティングに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者のリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所からの法的助言を得て、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨を決議したとのこと。また、対象者は、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付け価格は株式価値算定書の算定結果よりも高いことから、株主に対して応募を推奨することにも一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様の判断に委ねる旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役2名の全員一致で決議したとのこと。なお、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者が本公開買付けの実施に賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を申し述べているとのこと。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である金岡氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、また、専務取締役である金岡昭光氏は公開買付者との間で公開買付応募契約を締結していないものの金岡氏の親族であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのこと。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役2名（木村三郎氏、正村俊記氏）に対し、(a)本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c)その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのこと。

対象者の社外監査役2名は、上記諮問事項に関し対象者から公開買付者の提案内容について説明を受け、検討したとのこと。同社外監査役2名は、(a)対象者の近時の経営状況、特に、直近の第31期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）事業年度において75,670千円の純損失を計上している状況を考慮すると、販売及びレンタル用音楽映像関連商品の販売・卸売事業を取り巻く業界環境が、スマートフォンの普及やインターネット環境の高速化によるオンデマンド音楽映像配信サービス利用の増加といった代替サービスの台頭、大型ヒット作品の減少、さらには、対象者グループの取引先であるレンタル店の急速な再編に伴う寡占による過当競争の影響により競争が激化している状況において、対象者が公開買付者のグループ企業になることにより、主に音楽映像関連商品の販売・卸売事業において公開買付者が保有する経営資源やノウハウ、商品やサービスを活用し、対象者の既存の音楽映像卸売事業や小ロットかつタイムリー配送のノウハウとの様々なシナジー効果を発揮することで企業価値向上が果たせると判断したことは、合理性が認められること、また、本公開買付けの結果、対象者の取締役会の構成が変わることになるが、代表取締役は本公開買付け以前から対象者の役員を務める者の中から選任され、また、社外監査役2名も従来どおり対象者の業務監査に従事することを予定していることから、それにより対象者の事業に大きな影響が生じるとは判断できないこと、(b)対象者は本賛同意見を公表することを決定した平成26年3月28日に対象者取締役会において、取締役4名中、金岡氏と金岡昭光氏を除いた取締役2名のみが出席し、上記決定を行っているが、かかる方策は、特別利害関係者に該当しうる取締役の影響を排除するために適切なものと言えること、対象者は、公開買付者、対象者及び支配株主（注）から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティングから株式価値算定書を取得し、また、公開買付者、対象者及び支配株主から独立した二重橋法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続を履践していることから本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、(c)上記(a)、(b)に加えて、本公開買付け価格は、公開買付者が、対象者が公表している財務諸表や東京証券取引所における対象者株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果等）を総合的に考慮した上で、金岡氏及び対象者との協議及び交渉の結果を踏まえて決定したものであるが、かかる経緯について不自然な点は認められないこと。

と、公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者株式2,417,000株（所有割合51.01%）を保有し、本公開買付け成立後も対象者株式のＪＡＳＤＡＱにおける上場を維持する方針であること、上場維持により対象者の従業員のモチベーションの維持が期待され、また、資金調達の多様性が確保できることから、本公開買付けが対象者の少数株主にとっても不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年3月28日に対象者に提出しているとのことです。

（注） 対象者が平成25年6月27日に公表した「支配株主等に関する事項について」によれば、金岡氏は対象者の支配株主に該当するとのことです。

（５）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、平成26年3月28日付で、金岡氏及びベイシックとの間で、本公開買付けに関する本応募契約を締結し、本書提出日現在金岡氏が保有する対象者株式1,693,400株（所有割合35.74%）及びベイシックが保有する対象者株式523,040株（所有割合11.04%）の全て（2,216,440株、所有割合46.78%）について本公開買付けに応募することにつき合意を得ております。その他、本応募契約においては、金岡氏及びベイシックによる表明及び保証（注１）、金岡氏及びベイシックによる表明及び保証違反又は本応募契約に定める義務（注２）違反による補償責任について規定されております。なお、本応募契約において、応募に関する前提条件は規定されておられません。

（注１） 本応募契約における（ ）金岡氏の表明及び保証として、対象者株式についての権利、偶発債務の不存在、対象者グループと反社会的勢力との関係の不存在が規定されております。また、（ ）ベイシックの表明及び保証として、対象者株式についての権利が規定されております。

（注２） 本応募契約における（ ）金岡氏の義務として、応募後速やかに、本公開買付けへの応募申込書の写しを交付する義務、契約上の地位譲渡の禁止、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、及び誠実協議に関する義務が規定されております。また、（ ）ベイシックの義務として、上記からと同様の義務に加えて、本応募契約締結後速やかに、対象者株式にかかる質権を解除する義務が規定されております。

（ ）本応募契約においては、公開買付者と金岡氏及びベイシックとの間で、本定時株主総会における対象者株式にかかる議決権の行使について合意している事項はなく、かつ、その他、公開買付者と金岡氏及びベイシックとの間で、対象者株式にかかる議決権その他の権利について合意している事項はないことから、金岡氏及びベイシックは、対象者株式にかかる議決権その他の権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができること、（ ）その他、公開買付者と金岡氏及びベイシックの間に、共同して対象者株式を取得又は譲渡する合意は存在しないこと、（ ）並びに公開買付者と金岡氏及びベイシックの間に、本公開買付け成立後に相互に対象者株式を譲渡し又は譲り受ける合意は存在しないことから、金岡氏及びベイシックは公開買付者の実質的特別関係者には該当しておりません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在、金岡氏及びベイシックから、金岡氏及びベイシックが本公開買付に応募する対象者株式のうち、本公開買付けの結果、あん分比例の方式により買付け等が行われなかった対象者株式に関しては、継続保有する意向である旨伺っております。

（６）本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は、対象者を子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で本公開買付け成立後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

（７）上場廃止となる見込み及びその理由

本書提出日現在、対象者株式はＪＡＳＤＡＱに上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、2,417,000株（所有割合51.01%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け成立後も対象者株式のＪＡＳＤＡＱにおける上場を維持する予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年 3 月31日（月曜日）から平成26年 4 月25日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	平成26年 3 月31日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年 5 月14日（水曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

テクタイト株式会社

東京都墨田区錦糸一丁目10番10号

（03）5611-2523 常務取締役 湯原 育文

確認受付時間 平日 9 時から18時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金350円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が公表している財務情報、公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の上場来の市場株価の推移、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している金岡氏との協議・交渉の経過も踏まえ、最終的に平成26年 3 月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり350円とすることを決議いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、対象者が公表している財務諸表や東京証券取引所における対象者株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果）を総合的に考慮した上で、金岡氏及び対象者との協議及び交渉の結果を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。 なお、本公開買付価格350円は、本書提出日の直近取引成立日である平成26年 3 月26日の J A S D A Q における対象者株式の終値160円に対して118.75%のプレミアムを、平成26年 3 月27日までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値161円に対して117.39%のプレミアムを、平成26年 3 月27日までの過去 3 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値164円に対して113.41%のプレミアムを、平成26年 3 月27日までの過去 6 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値162円に対して116.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 公開買付者は、電子部品・製品の輸出入販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、E M S (電子機器の受託生産) 事業、E - コマース事業 (電子商取引)、写真・映像機器関連の卸売事業等を営む事業会社です。振動 M O T O R (線量計等に使用) の分野においては世界最低消費電流の振動 M O T O R の開発及び製造を行うという世界にも誇れる技術を有し、ゴルフ用 G P S 端末機器 (残距離測定器) では業界初の高低差測定機能のついた G P S 端末機を開発・上市するなど、電子部品・機器の開発・製造に関し誇れる技術・ノウハウを持っております。また、東京営業所、名古屋営業所、広島営業所、静岡 D E P O、及びグループ企業であるハンザテック福岡株式会社では、家電・電気製品の卸売事業を中心に、家電量販店・カメラ量販店・カメラチェーン店・ディスカウストア等の小売り店舗に対する販売促進・情報提供などのサポート (店頭作り・メンテナンス) や全国をカバーした物流サービスも展開し、映像関連事業においては、一般のテレビをインターネットに接続するための W E B 端末機器 (セットトップボックス・スマートスティック) の開発製造及び情報提供ソフトの開発技術 (U I [ユーザーインターフォメーション]) を持っております。公開買付者は、テクタイト H D がその議決権の 73.60% を保有しており、テクタイト H D はエレクトロニクス、デジタルマルチメディア、ソフト開発、W e b サイト開発運営、ヒューマンリソーシング、アウトソーシング、フード & サービスの 7 つの分野で事業を展開するグループ会社の株式を保有するグループ統括会社で「常に自らを革新し創造を続けることで未知の新しいビジネスに絶え間なくチャレンジしていくこと」を信条に事業展開を図っております。

一方、対象者は、対象者グループ、音楽ソフト（レンタル用CD）、映像ソフト（DVD）、家庭用ゲーム機器及びゲームソフト等の卸売販売、音楽映像ソフトのレンタル及びCD・コンシューマーゲーム等の販売、映像コンテンツの衛星放送事業を行っており、国内の大手映像音楽ソフトメーカーと長年の取引実績を有しています。エンタテインメント・ソフト市場において「情報と商品の供給によりお客様を後方支援する」という基本方針に基づき、タイムリーな商品供給とより付加価値の高い情報サービスにより、差別化を図り、シェア拡大に努めています。

しかしながら、販売及びレンタル用音楽映像関連商品の販売・卸売事業を取り巻く業界環境は、スマートフォンの普及やインターネット通信環境の高速化によるオンデマンド音楽映像配信サービス利用の増加といった代替サービスの台頭、大型ヒット作品の減少、さらには、対象者グループの取引先であるレンタル店の急速な再編に伴う寡占による過当競争の影響により競争が激化しており、大きな転換期を迎えております。

かかる環境の下、平成25年5月頃、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであったボンズ・アドバイザリーは、旧知であった公開買付者FAから、異業種企業の買収を積極的に行い事業拡大している企業として、公開買付者を匿名で紹介されたとのことです。ボンズ・アドバイザリーは、対象者が属するCD/DVDレンタル業界が大きく変貌する環境の中、対象者について、異業種との協働により、企業価値の増加が図れるのではないかと考え、公開買付者FAに対して候補対象の1つとして対象者を匿名で紹介したとのことです。これを受けて、公開買付者FAは、ボンズ・アドバイザリーに対し、公開買付者のグループ企業で対象者と同じ事業分類となる卸売を展開する企業があり、異業種間でシナジーを描ける可能性があるとの見解を示し、本件についてフィナンシャル・アドバイザー間での交渉が始まったとのことです。本件は、異業種間の業務・資本提携に発展する可能性があることから、平成25年6月から同年8月にかけて、双方フィナンシャル・アドバイザーは時間をかけて両社の事業内容及びシナジーの分析を行い、双方フィナンシャル・アドバイザーが同年8月上旬に各々の依頼主に対して提携先候補として公開買付者及び対象者を匿名で提案したところ、公開買付者及び対象者は、当該提案に興味を持ったため、同年8月に金岡氏が対象者の代表取締役社長として公開買付者の代表者と面談し、その後同年9月には金岡氏が対象者の代表取締役社長として公開買付者の施設見学などを行いました。公開買付者は、当該提案及び対象者グループの事業内容を検討の上、シナジー効果を得るために対象者グループを公開買付者のグループ企業とすることにより、主に、音楽映像関連商品の販売・卸売事業において公開買付者が保有する経営資源やノウハウ、商品やサービスを提供し、対象者の既存の音楽映像卸売事業や小ロットかつタイムリー配送などの様々なノウハウを活用することで公開買付者及び対象者双方の企業価値向上が果たせると判断いたしました。これを受けて、公開買付者と対象者は平成25年10月頃から本公開買付けについて本格的な検討を開始しました。その中で、公開買付者は、対象者株式の公開買付けを行うとともに、金岡氏が保有する対象者株式を応募していただく方法が最も実現可能性が高いとの判断に基づき、ボンズ・アドバイザリーに対して、本公開買付けの提案を行いました。また、同年12月中旬頃に、ボンズ・アドバイザリーが金岡氏に対して対象者株式の売却可能性について意向を確認したところ、金岡氏から売却も検討できる旨の回答を得たとのことです。この時点で、対象者と対象者の支配株主としての金岡氏の立場との間に将来的な利害の相反が生じる可能性が否定できなかったことから、ボンズ・アドバイザリーが金岡氏個人のフィナンシャル・アドバイザーに就任し、対象者は、ACEコンサルティングをフィナンシャル・アドバイザーとして選任したとのことです。以後、金岡氏と公開買付者との間で、ボンズ・アドバイザリー及び公開買付者FAを通じて、具体的な協議を開始いたしました。その後、平成26年1月7日に、公開買付者から金岡氏に対し、金岡氏が保有する対象者株式（1,693,400株、所有割合35.74%）及びベシックが保有する対象者株式（523,040株、所有割合11.04%）の取得について打診したところ、金岡氏から真摯に検討したい旨の回答を受けました。そこで公開買付者は、平成26年1月16日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・デリジェンスを開始しました。その後、デュー・デリジェンスの結果を受けて、金岡氏と協議・交渉を続けるとともに、平成26年2月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、グループ入りのメリット、本公開買付け価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続け、平成26年3月28日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、金岡氏及びベシックそれぞれとの間で本応募契約を締結いたしました。

一方、対象者は、昭和56年にレコードレンタル店を創業し、翌年会社設立の後、レコードレンタル市場の拡大に合わせて、昭和60年4月にレンタル用レコードの卸売を開始し、レコードからCDへのシフトに伴う市場拡大とともに、タイムリーな商品供給と付加価値の高い情報サービスにより差別化を図ることで事業拡大を進め、平成6年12月には、ソニー・コンピュータエンタテインメントが発売した家庭用ゲーム機「プレイステーション」のゲーム機及びソフトの卸売を開始したとのことです。平成13年9月に株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現東京証券取引所JASDAQスタンダード市場）へ上場後、翌年3月に映像ソフト（DVD）の卸売も開始し、音楽映像、家庭用ゲームといったエンタテインメントソフトの総合卸売企業としての競争力を強化するとともに、卸売事業で培ってきた多品種・小ロットの物流ノウハウを活用し、ソフトメーカーの物流受託業務（サード・パーティー・ロジスティクス）等、事業領域の拡大を進めたとのことです。この間、携帯電話の普及、インターネット回線の高速化が進む中、平成16年に携帯電話向け着うたサイトの開始、平成22年に衛星放送事業の開始など新規事業にも取り組み、主要事業である卸売事業部門では、平成20年7月に同業者の株式会社ハブ・ア・グッドを、平成21年6月に株式会社トライをそれぞれ株式取得により完全子会社化し、平成22年12月に株式会社アイ信の映像ソフト卸売事業を譲り受け、さらなるシェア拡大に努めたとのことです。

一方、平成19年にアメリカで発売された「iPhone」が翌年には日本でも発売され、その後発売された「Android」端末を含めた、携帯電話からスマートフォンへの急速なシフトに伴う、音楽映像ソフトやゲームソフトの配信サービスの台頭によりCD、DVD等のパッケージソフト市場は大きな影響を受けているとのことです。また、レンタル市場においては、大手チェーンの寡占化が進み、激しい価格競争に伴い、中小零細のレンタル店が転廃業する中、大型・中堅のレンタル店は事業継続のためリサイクル、ネットカフェ等の複合や業態変更等を進めているとのことです。

こうした厳しい市場環境の中、対象者は、子会社の統合、事業所の統合、システムの一体化等によるコスト削減に注力する中、平成25年8月に対象者の代表取締役社長である金岡氏がボnz・アドバイザーより公開買付者の情報提供を受け、検討の上、同年10月頃から本公開買付けについての本格的な検討を開始したとのことです。その結果、本公開買付けを通じて公開買付者グループに入ることにより、公開買付者の有する経営資源や電子機器の製造技術、アプリケーションソフトの開発技術等を対象者においても有効に活用し、主要事業である音楽映像ソフト、ゲームソフト等の卸売事業だけでなく、サード・パーティー・ロジスティクス事業、衛星放送事業においても、シナジー効果が十分に発揮され、対象者単独で企業努力を重ねる以上に、対象者グループの企業価値の向上が果たせると判断したとのことです。

（本公開買付価格の検討）

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が公表している財務情報、公開買付者において実施したデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の上場来の市場株価の推移、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している金岡氏との協議・交渉の経過も踏まえ、最終的に平成26年3月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり350円とすることを決議いたしました。

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,417,000（株）	2,417,000（株）	2,417,000（株）

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,417,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,417,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

（注３） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,417
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	4,728
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.02
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	51.02

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,417,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者の第32期第3四半期報告書(平成26年2月10日提出)に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(9,950株)に係る議決権数(9個)を加えた議決権数(4,737個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注２） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	845,950,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	879,950,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,417,000株)に、1株当たりの買付価格(350円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	863,757
計(a)	863,757

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注） タームローン 弁済期：平成31年4月30日 金利：株式会社三菱東京UFJ銀行が公表するTIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式	670,000
計(b)				670,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から670,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成26年3月28日付で取得しております。なお、当該融資契約において、貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載の内容が定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,533,757千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年5月2日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成26年5月20日(火曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,417,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,417,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとし、但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、「イからリまでに掲げる事実準拠事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成元年 4 月	公開買付者を設立（資本金の額：5 百万円）
平成元年 5 月	従業員、取引先等に対して15百万円の第三者割当増資を実施（資本金の額：20百万円）
平成元年 6 月	従業員、取引先等に対して40百万円の第三者割当増資を実施（資本金の額：60百万円）、内ダイヤモンドキャピタル株式会社（現三菱UFJキャピタル株式会社が25%、10百万円取得。
平成元年 8 月	テクタイト韓国株式会社を設立
平成 5 年 6 月	テクタイトフィリピン株式会社を設立
平成 6 年 6 月	従業員、取引先等に対して20百万円の第三者割当増資を実施（資本金の額：80百万円）
平成10年 3 月	従業員、取引先等に対して45百万円の第三者割当増資を実施（資本金の額：125百万円）
平成10年10月	テクタイト香港株式会社を設立
平成13年11月	テクタイト中国株式会社を設立
平成16年 7 月	ハンザテック株式会社を設立
平成19年 5 月	テクタイト中国株式会社 上海工場竣工
平成19年10月	株式会社三菱東京UFJ銀行が公開買付者株式15百万円取得
平成21年 2 月	テクタイトフィリピン株式会社 第 1 工場竣工
平成22年10月	テクタイトフィリピン株式会社 第 2 工場竣工
平成25年 6 月	株式会社パー七十二プラザのゴルフGPS NAVI 事業を事業譲受

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) コンピューター及びその部品材料の販売
- (2) 通信機器、家電製品、計測機器等の電子部品の販売
- (3) ソフトウェアの開発及び販売
- (4) 産業用計測機及びその部品の製造販売
- (5) 光学レンズ及び光通信用ガラス製品の販売
- (6) カメラ用品、家電製品、健康器具、健康食品等の販売
- (7) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (8) 前各号に付帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は電子部品輸入卸売販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、EMS事業コンサルティング、E - コマース事業、写真・映像関連の販売・卸売事業等を主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年 3 月31日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
125,000,000	1,735

【大株主】

平成26年 3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
テクタイトホールディングス株式会社	東京都墨田区錦糸 1 丁目10-10	1,277	73.60
三菱ＵＦＪキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目7-17	200	11.53
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内 2 丁目7-1	60	3.46
湯原 育文	東京都目黒区	50	2.88
山本 隆浩	東京都練馬区	30	1.73
堤 和利	東京都葛飾区	20	1.15
内山 隆太郎	東京都千代田区	20	1.15
信澤 博之	東京都墨田区	10	0.58
佐藤 一男	埼玉県越谷市	10	0.58
朴 智鉉	東京都墨田区	10	0.58
計	-	1,687	97.23

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年3月31日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	松本 能和	昭和38年1月27日	昭和57年4月 酒井硝子工業㈱入社 平成元年4月 テクタイト(株)設立代表取締役 社長就任(現任) 平成元年8月 テクタイト韓国(株)代表取締役 就任 平成5年6月 テクタイトフィリピン(株)代表 取締役就任 平成10年10月 テクタイト香港(株) 董事長就任 平成13年11月 テクタイト中国(株) 董事長就任 平成20年2月 テクタイトホールディングス (株)代表取締役就任(現任) 平成20年6月 レキシージャパン(株)取締役就 任(現任) 平成20年9月 (株)リトルネロ取締役就任(現 任) 平成20年12月 ハンザテック福岡(株)取締役就 任(現任) 平成25年4月 エステック(株)取締役就任(現 任) 平成26年1月 テクタイトフード&サービス (株)代表取締役就任(現任)	—
常務取締役	—	湯原 育文	昭和27年12月25日	昭和50年4月 三菱銀行(現三菱東京UFJ銀 行)入行 平成17年1月 テクタイト(株)入社管理部長 平成17年6月 テクタイト(株)取締役就任、テ クタイト(株)常務取締役就任 (現任)	50
取締役	—	鴫崎 俊也	昭和34年3月20日	昭和57年4月 富士通流通システムエンジニアリ ング(株)入社 平成元年4月 日本タンデムコンピューター (株)入社 平成2年7月 中央クーパース・アンド・ライブ ランドコンサルティング(株) (現プライスウォーターハウス クーパース(株))入社 平成11年12月 エイアンドエフアウトソーシング (株)設立、代表取締役に就任 平成20年1月 テクタイト(株)取締役就任(現 任)	—
監査役	—	井野 直幸	昭和31年9月23日	昭和56年4月 弁護士登録 平成18年6月 テクタイト(株)監査役就任(現 任)	2
計					52

(2) 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第24期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	618,803
受取手形	5,649
売掛金	426,222
商品	34,294
貯蔵品	73
前払費用	4,786
短期貸付金	229,365
その他	41,800
流動資産合計	1,360,993
固定資産	
有形固定資産	
建物	296,911
車両運搬具	11,696
工具器具備品	2,070
土地	294,565
有形固定資産合計	605,243
無形固定資産	
電話加入権	1,101
ソフトウェア	610
無形固定資産合計	1,711
投資その他の資産	
投資有価証券	31,691
出資金	3,100
関係会社株式	28,130
長期前払費用	6,751
差入保証金	4,067
保険積立金	158,867
その他	659
投資その他の資産合計	233,265
固定資産合計	840,219
資産合計	2,201,211

(単位：千円)

	第24期事業年度 (平成25年 3 月31日)
負債の部	
流動負債	
支払手形	82,509
買掛金	287,742
一年内返済長期借入金	311,964
一年内償還予定社債	48,000
未払金	13,530
未払費用	331
前受金	2,292
預り金	7,844
未払法人税等	3,221
流動負債合計	757,433
固定負債	
長期借入金	586,412
社債	104,000
固定負債合計	690,412
負債合計	1,447,845
純資産の部	
株主資本	
資本金	125,000
資本剰余金	
資本準備金	4,500
資本剰余金合計	4,500
利益剰余金	
利益準備金	24,525
その他利益剰余金	
別途積立金	500,000
繰越利益剰余金	99,341
利益剰余金合計	623,866
株主資本合計	753,366
純資産合計	753,366
負債純資産合計	2,201,211

【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	3,960,163
売上原価	3,394,624
売上総利益	565,538
販売費及び一般管理費	
給与手当	256,822
法定福利費	30,489
減価償却費	22,752
貸倒引当金繰入額	6,939
荷造運送費	28,242
業務委託費	37,000
その他	96,634
販売費及び一般管理費合計	478,879
営業利益	86,659
営業外収益	
受取利息	8,185
受取配当金	711
受取家賃	10,263
雑収入	2,198
営業外収益合計	21,357
営業外費用	
支払利息及び割引料	18,613
為替差損	20,746
営業外支払手数料	1,969
雑損失	1,041
営業外費用合計	42,369
経常利益	65,647

(単位：千円)

	第24期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
特別利益	
固定資産売却益	1,945
貸倒引当金戻入益	11,624
特別利益合計	13,570
特別損失	
固定資産売却損	14,673
定期預金解約違約金	22,502
研究開発費	15,289
特別損失合計	52,464
税引前当期純利益	26,753
法人税、住民税及び事業税	4,482
当期純利益	22,271

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	125,000
当期変動額	-
当期末残高	125,000
資本剰余金	
当期首残高	4,500
当期変動額	-
当期末残高	4,500
利益剰余金	
当期首残高	618,946
当期変動額	
当期純利益	22,271
剰余金の配当	-17,350
当期変動額合計	4,921
当期末残高	623,866
株主資本合計	
当期首残高	748,446
当期変動額	
当期純利益	22,271
剰余金の配当	-17,350
当期変動額合計	4,921
当期末残高	753,366

[注記事項]

(重要な会計方針)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 . 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 定率法

なお、おもな耐用年数は以下のとおりであります

建物附属設備.....15年

車両運搬具..... 6 年

工具器具備品..... 4 年～12年

定額法 建物.....31年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3 . 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費 一括償却しております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 . ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ取引

ヘッジ対象.....借入金

(3) ヘッジ方針

公開買付者は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法等

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6 . その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(株主資本等変動計算書関係)

第24期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 1,735株
2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成24年5月30日の定時株主総会において次の通り決議されました。

配当金の総額 17,350,000円

1株当たりの配当額 10,000円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年5月31日

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成25年5月31日の定時株主総会において次の通り決議されました。

配当金の総額 17,350,000円

配当金の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 10,000円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年5月31日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年3月28日に対象者取締役会（取締役4名中、金岡氏と金岡昭光氏を除いた取締役2名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われること、また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の知名度、独立性、信用力及び従業員のモチベーション並びに取引先との関係維持など、ステークホルダーにとっても望ましいことであり、証券取引所において多様な資金調達を円滑に実現する機会を確保することができること、さらに、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティングに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者のリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所からの法的助言を得て、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨を決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付け価格は株式価値算定書の算定結果よりも高いことから、株主に対して応募を推奨することにも一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様の判断に委ねる旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役2名の全員一致で決議したとのことです（公開買付者と対象者との間の本公開買付けにかかる賛同に関する合意の詳細等については、後記「(2) 本公開買付賛同契約」をご参照ください。）。なお、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者が本公開買付けの実施に賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を申し述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である金岡氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、また、専務取締役である金岡昭光氏は公開買付者との間で公開買付応募契約を締結していないものの金岡氏の親族であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付賛同契約

公開買付者と対象者は、平成26年3月28日付で本公開買付賛同契約を締結しております。本公開買付賛同契約の概要は以下のとおりです。なお、対象者プレスリリースによれば、代表取締役社長である金岡氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、また、専務取締役である金岡昭光氏は公開買付者との間で公開買付応募契約を締結していないものの金岡氏の親族であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

- (a) 対象者は、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させると認められることにより、本公開買付けに賛同する旨の賛同決議を行った場合、公開買付期間が満了するまでの間、賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合はこの限りではない。
- (b) 対象者は、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その他の方法により対象者株式を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と当該公開買付けに関して積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
- (c) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとする。
- (d) 本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者の指定する者が対象者の取締役に選任されるまでの期間、対象者は、対象者の取締役会に対して公開買付者が指定する公開買付者の取締役又は従業員であって、かつ、対象者が予め同意する者1名をオブザーバーとして参加させる。当該オブザーバーは、対象者の取締役会に出席し、意見を述べることができる。
- (e) 公開買付者は、公開買付者の指定する者が対象者の取締役に選任された時以降は、対象者の取締役会にオブザーバーを参加させることができない。
- (f) 公開買付者は、オブザーバーが対象者の取締役会に参加して知った対象者に関する一切の情報について、対象者からの書面による事前の承諾なく、第三者に開示又は漏洩しないものとする。公開買付者は、オブザーバーに対して、当該秘密保持義務と同等以上の義務を負わせるとともに、オブザーバーが当該義務を遵守する旨を誓約する内容の書面に署名及び押印をしたものを徴求するものとする。
- (g) 対象者は、本公開買付けが成立したことを条件として、平成26年6月に開催が予定される本定時株主総会に上程する議案について、公開買付者が対象者と誠実に協議の上、合理的に指名する者3名を対象者の取締役に選任するための議案を本定時株主総会に上程するものとする。なお、公開買付者は、本定時株主総会終了後も、公開買付者から派遣又は指名される対象者の役員の人数について、可能な限り維持するものとし、これを変更する場合には、事前に対象者と誠実に協議をするものとする。
- (h) 対象者は、代表取締役社長である金岡氏及び専務取締役である金岡昭光氏を本定時株主総会の役員選任議案の上程にかかる対象者取締役会の審議及び決議に参加させないものとする。

(3) 公開買付者と対象者役員との間の合意

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、平成26年3月28日付で、金岡氏及びペイシックとの間で、本公開買付けに関する本応募契約を締結し、本書提出日現在金岡氏が保有する対象者株式1,693,400株（所有割合35.74%）及びペイシックが保有する対象者株式523,040株（所有割合11.04%）の全て（2,216,440株、所有割合46.78%）について本公開買付けに応募することにつき合意を得ております。その他、本応募契約においては、金岡氏及びペイシックによる表明及び保証（注1）、金岡氏及びペイシックによる表明及び保証違反又は本応募契約に定める義務（注2）違反による補償責任について規定されております。なお、本応募契約において、応募に関する前提条件は規定されておられません。

（注1） 本応募契約における（ ）金岡氏の表明及び保証として、対象者株式についての権利、偶発債務の不存在、対象者グループと反社会的勢力との関係の不存在が規定されております。また、（ ）ペイシックの表明及び保証として、対象者株式についての権利が規定されております。

（注2） 本応募契約における（ ）金岡氏の義務として、応募後速やかに、本公開買付けへの応募申込書の写しを交付する義務、契約上の地位譲渡の禁止、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、及び誠実協議に関する義務が規定されております。また、（ ）ペイシックの義務として、上記からと同様の義務に加えて、本応募契約締結後速やかに、対象者株式にかかる質権を解除する義務が規定されております。

()本応募契約においては、公開買付者と金岡氏及びベイシックとの間で、本定時株主総会における対象者株式にかかる議決権の行使について合意している事項はなく、かつ、その他、公開買付者と金岡氏及びベイシックとの間で、対象者株式にかかる議決権その他の権利について合意している事項はないことから、金岡氏及びベイシックは、対象者株式にかかる議決権その他の権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができること、()その他、公開買付者と金岡氏及びベイシックの間に、共同して対象者株式を取得又は譲渡する合意は存在しないこと、()並びに公開買付者と金岡氏及びベイシックの間に、本公開買付け成立後に相互に対象者株式を譲渡し又は譲り受ける合意は存在しないことから、金岡氏及びベイシックは公開買付者の実質的特別関係者には該当しておりません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在、金岡氏及びベイシックから、金岡氏及びベイシックが本公開買付に応募する対象者株式のうち、本公開買付けの結果、あん分比例の方式により買付け等が行われなかった対象者株式に関しては、継続保有する意向である旨伺っております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）						
月別	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
最高株価（円）	163	170	164	162	172	165	165
最低株価（円）	157	157	158	157	161	156	158

（注）平成26年3月については、平成26年3月28日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日 東海財務局長に提出

事業年度 第31期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日 東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月10日 東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社シーエスロジネット

(名古屋市中川区舟戸町2番37号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

対象者は、平成25年12月13日に、「取締役の辞任に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によると、平成26年1月15日をもって、浦川勝三氏が一身上の都合により対象者の常務取締役を辞任したとのことです。